

議案第 17 号

議決第 号

始良市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例  
の件

始良市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月16日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市道路の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

始良市道路の構造の技術的基準等に関する条例（平成24年始良市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第7項及び第8条第4項中「令第41条第1項」を「令第42条第1項」に改める。

第30条中「橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第39条第3項及び第40条第2項中「令第41条第1項」を「令第42条第1項」に改める。

第42条を第43条とし、第41条を第42条とし、第40条の次に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第41条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。